

|| せどらーさん、情報発信者さん向け ||

副業の教科書

～安全に副業をするために～

バレちゃった社長 ふゆき

著作権について

このレポートは著作権法で保護されている著作物です。下記の点にご注意戴きご利用下さい。

このレポートの著作権は【バレちゃった社長 ふゆき】に属します。著作権者の許可なく、

このレポートの全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

このレポートの開封をもって下記の事項に同意したものとみなします。

このレポートは秘匿性が高いものであるため、著作権者の許可なく、

この商材の全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

著作権等違反の行為を行った時、その他不法行為に該当する行為を行った時は、

関係法規に基づき損害賠償請求を行う等、民事・刑事を問わず法的手段による解決を行う場合があります。

このレポートに書かれた情報は、作成時点での著者の見解等です。

著者は事前許可を得ずに誤りの訂正、情報の最新化、見解の変更等を行う権利を有します。

このレポートの作成には万全を期しておりますが、万一誤り、不正確な情報等がありましても、

著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了承願います。

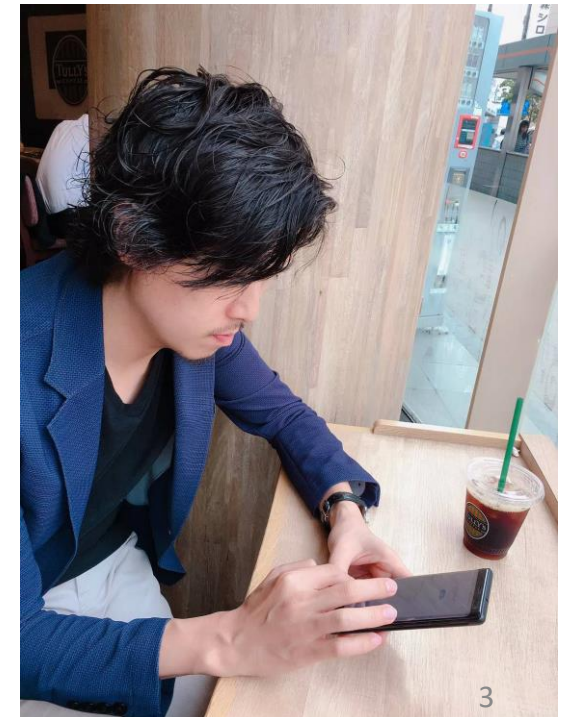
このレポートのご利用は自己責任でお願いします。

このレポートの利用することにより生じたいかなる結果につきましても、

著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了承願います。

目次

- 01. はじめに
- 02. 副業を始めるための準備
- 03. 会社にバレない副業の知識
- 04. 開業届出の知識
- 05. 番外編
- 06. 最後に



本教科書の注意事項

※必ず最初にお読み下さい※

■注意点1

本教科書は、アフィリエイト・せどり・ネット物販等の副業(雑所得・事業所得)を行っている方を対象としております。アルバイト・株・不動産・投資を対象としておりませんのでご注意ください。

■注意点2

副業がバレないようにするための知識を盛り込んでおりますが、100%バレないわけではありませんのでご注意ください。

■注意点3

法改正などは定期的に行われますので、後から本教科書を見返されたときに情報が異なっている可能性がありますのでご注意ください。

01. はじめに

本教科書は、副業としてネットビジネスをしている人向けに作成したものです。

どうしたら“安全”に副業ができるのか？

副業が認められていない場合に、
どのようなことをしたら会社に副業がバレてしまうのか？

税金の申告はどうすればよいのか？

副業としてやる場合の開業届出はいるのか？
年間利益20万円以下なら確定申告しなくても大丈夫なの？など

安全に副業をするため、会社に副業がバレる確率を限りなく0%に近づけるためのノウハウをまとめました。
せどりや情報発信などのネットビジネスに携っている方にぜひご覧いただきたいと思います。

02. 副業を始めるための準備

せどりやせどり情報発信、アフィリエイトなどは比較的になんかすぐに取り組みやすい副業です。ブログやツイッター、メルマガなどから情報を見て、すぐに始めることが可能です。

ですが、副業を始める前に最低限の準備が必要となります。

それは以下の4つです。

- (1) 本業の就業規則を確認すること
- (2) 家族の同意を得ておくこと(既婚者の方の場合)
- (3) 副業用のクレジットカードの準備・銀行口座を開設すること
- (4) 自分が取り組むことが法に抵触していないか確認すること

この4つは必ず確認や準備をしてください。怠ってしまうと、後で面倒なことが起こってしまったり、場合によっては最悪のケースになる可能性がありますので、1つずつしっかりと理解しながら見ていきましょう。

(1)本業の就業規則を確認すること

会社員として勤めている場合、「就業規則」のチェックは必ずしてください。

副業が認められているのかどうなのか？認められておらず、規約違反をした場合どうなるのか？

ここを理解していないまま、安易に取り組むのはNGです。

最悪の場合、副業だけで生活できるほど稼げていない段階でバレてしまい、

解雇や懲戒などのとても厳しいペナルティが課せられる場合がありますので、本当にご注意ください。

知らなかった、、、で済まされないのが社会です。

(2)家族の同意を得ておくこと(既婚者の方の場合)

意外と安易に考えていることの1つですが、とても大事です。

せどりはお金を使って稼ぐビジネスですので月の支払いがビックリするぐらい増えたり、

コンサルなどを受けたことよって高額な決済があつたりと、何も知らされていない奥様が大激怒。

これをキッカケに家族が陰悪になってしまうということも多々あります。

また、副業をすることで日常生活の時間配分なども大きく変わりますので、

可能な限りではありますが、家族の理解を得ておくことをおすすめします。

(3) 副業用のクレジットカードの準備・銀行口座を開設すること

意外と個人ようカードや口座とごちゃごちゃで、せどりなどの副業をされている方が多いのですが、プライベートと事業用のが支払いや引き落としなどに交じっていると確定申告のときなども面倒になりますし、ご自身で資金状況の把握が難しくなるケースが多々あります。

あと、必要以上に資金を使わないということも意識できますので、事業用のカードや口座はしっかりと事前に作っておくことをおすすめします。

(4) 自分が取り組むことが法に抵触していないか確認すること

これは一番大事なポイントです。ご自身がやろうとしている副業が法に抵触していないかどうか？ここは真剣に調べてください。最悪の場合、会社は解雇、裁判沙汰、警察の御厄介になる可能性があります。せどり業界、情報発信業界でも、ただ稼げるからというような理由だけで安易にスクールやコンサルなどで教えてしまっているケースが多々あります。

教える側も実は理解していない法律、安易に考えているというケースが本当にたくさんあります。客観的に見たら、それ詐欺じゃん！というようなのも多々あります。全力で真剣に調べて安心を得てから副業に取り組むようにしてください。

03. 会社にバレない副業の知識

前の章で就業規則を確認して副業NGだったので、副業ができない、、、と単純に諦めることができない事情などがある方もたくさんいらっしゃると思います。

そんな方が副業をコツコツと進められるように、
僕が5年以上副業をやってきて会社にバレなかった知識をシェアします。

100%会社にバレないとは言い切れませんので、ここだけはご了承ください。

では、会社に副業がバレるのはどんな原因によるのか？
実は会社に副業がバレる理由はいくつかあります。

また、それに関する税金などに関する知識も多々必要になってきます。

ということで、詳しく見ていきますのでしっかりと知識を取得してください。

(1) 年間利益20万円以下なら確定申告は不要？

副業をしているとよく聞くのが「年間利益20万円以下」という金額。
この金額なら申告しなくても大丈夫というのは

実は、間違いです。

正確には、税務署に対する「所得税」の申告はしなくても大丈夫という事です。

市役所への「住民税」の申告は必要となりますので、
あなたが少しでも儲かっているのに何もしていない状態は「無申告状態」となります。

何かの拍子に気づかれてしまい、無申告状態が続いていると、
税務署や区・市役所から確認の為に会社に連絡が来てしまう可能性があります。

最悪の副業発覚の瞬間です・・・。

知らず知らずのうちに悪い事をしてしまっている事態になるのは避けましょう。

(2) 副業がバレるのはどんな時？

副業がバレる原因は大きく分けて3つあります。

1つ目、2つ目については自分のミスが招いてしまうので、ご自身で注意して下さい。

副業が会社にバレてしまう原因で多いのは3つ目の理由です。

これからお話しする副業バレ回避のメインテーマになる部分です。

①人に言ってバレる。同僚に会社にチクられる。SNS経由でバレる。

お酒を飲んで気分が良い時にぽろっと会社の同僚に喋ったが最後、上司から次の日呼び出し・・・という風にはなりたくないところです。

また、SNS経由でも副業バレが増加しています。

本名ではない名前でされている方がほとんどですが、

写真や内容からもしかして〇〇さん・・・？と疑いを持たれてしまうケースです。

案外多いパターンですので、お口にチャックで気を付けましょう。

②同じ会社の人間・知り合いが顧客になる。

限りなく少ないケースではりますが、
なさそうでも意外とあるパターンです。

Amazonなどの出品者の情報をたまたま見た同僚などが
「あ、〇〇さんだ・・・。」となるパターン。

屋号(個人事業の店舗名みたいなもの)ではなく
本名でされている方は検索されると出てきてしまうので注意が必要です。

ただし、これに関しては特定商取引という法律があり、
偽名などがNGのため、正確な情報を入力しなければなりません。

こんなところからバレる可能性があるということだけ、
認識しておいてください。

出品者の情報

表示名(店舗名): 利用可能かどうかをチェック

会社住所:

[新しい住所を追加](#)

私は、特定商取引法で定める販売業者に該当します。 はい いいえ
販売業者に該当する場合(「営利の意思を持ち、反復・継続的に販売を行う場合」)は、特定商取引法に基づく表示義務の対象となりますので「はい」を選択し、追加項目に正しい情報を入力してください。本ページに入力した電話番号以外の情報は購入者に表示されます。詳しくはこちら。

運営責任者名:

お問い合わせ先電話番号:
購入者からのお問い合わせを受け付ける電話番号を入力して下さい。「電話番号」と同じ番号も入力できます。

アカウント設定内容の確認

③住民税から副業がバレる。(今回のメインです)

ネットでもよく言われている、「住民税」から会社に副業がバレるパターンです。
ただし逆を返せば、この論点さえ何とかしてしまえば副業バレのリスクを限りなく0%にできます。

会社にバレるケースを具体的に説明しますと、
「会社の給与+副業の所得」分の住民税が会社に届くという状態を指します。
ざっくりと例え話をすると、以下のような状態です。

====

(例)

Aさん・Bさんはともに同じ会社で、会社からの給与は年収300万円です。
ただBさんは副業でネット物販をしており、副業で所得が年間100万円ありました。
Bさんが何の対策をもしないで確定申告をすると、翌年の住民税は

Aさん: 年収300万円に対する住民税

Bさん: 年収300万円 + **副業の所得の合計に対する住民税** となります。

給与から天引きしている住民税の金額は市区町村から会社に通知書が届きますので、
受け取った給与計算担当はAさんとBさんの住民税を見比べてアレ?と不思議に思い、調べてみると・・・。

====

という流れが

「会社の給与+副業の所得」分の住民税が会社に届くことにより、
副業がバレるの一連の流れです。

具体的なイメージがわいたのではないのでしょうか？

予備知識として、

- ・日本の全ての会社が給与から住民税を天引きしている訳ではない
- ・市区町村は給与からの天引きを推進している所が多い

こんなこともぜひ覚えておいてください。

以上が、よくある副業バレをする3つの理由です。

これ以外にも副業バレする理由はあるかもしれませんが、
まずはこちらの3つの理由を最低限の知識として理解しておきましょう。

(3) バレる確率を限りなく0%にする手順

副業バレの可能性を下げる方法は1つ。

「副業分の所得に対する住民税を会社に送らずに自分の所に直接送ってもらう」です。

会社には給与分の住民税金額しか通知が行かないので、住民税の金額から副業をしているかどうか調べる事は難しくなります。

手順は大きく分けて3ステップあります。

ステップ①_確定申告書類のココにマルをつける【第2表がポイント！】

給与・公的年金等に係る所得以外（平成31年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択	<input type="radio"/>	給与から差引き
	<input type="radio"/>	自分で納付

給与・公的年金等に係る所得以外（平成31年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択	<input type="radio"/>	給与から 差引き
	<input checked="" type="radio"/>	自分で 納付

上記の「自分で納付」に○をつけると、

メインの給与以外の所得分の住民税の書類は会社に行かず、自分の自宅に届きます。

しかし、まだ十分ではありません。

最終判断をするのは市区町村の市民税課という所に所属している人間です。

副業バレ回避をより確実なものにするために、

次のページに記載しているステップ②以降も実践して下さい。

ステップ②_自分の住んでいる市役所に電話して、直接電話で確認しましょう

どうかバレませんように・・・！と祈るくらいなら、電話で確認しましょう。

何をどんな風に聞けばいいかわからない！という方のために聞くべき内容を次のページに羅列してみました。

また、住民税の金額だけでなく「副業をしている事が分かる情報」が

会社に伝わってしまうかも大事になります。その部分も合わせて確認しましょう。

電話で確認する前に準備しておくものがあります。

■事前に準備・用意するもの

・その年の自分の給与年収見込み

・その年の自分の副業の年間所得見込み

問い合わせをした時に、上記の2点について

市区町村の市民税課の方に聞かれる場合がございますので、

念のため準備しておいてください。

■電話をかける先:自分が住んでいる市区町村の市民税課

① こんにちは。私は本業で会社員として勤務しており、副業で雑所得(又は事業所得)を得ている者です。確定申告の件でご相談があり、電話させていただきました。

② 本業の会社では住民税は特別徴収(給与から天引き)なのですが、副業分の所得に対する住民税については、確定申告書の第二表で『自分で納付』を選択して、副業分の住民税の書類は自宅に送ってもらえるよう申告しようと思っています。

③ 副業分の住民税だけを「自分で納付」にした場合、会社に送られる会社の給与に関する住民税の通知書には、副業の所得が記載されたり、どこかに副業に関する印のなどが記載されたりすることはありますか？

④ また、何か副業をしていることが会社にわかる形で表示が出てしまうことはありますか？

と聞いてみて下さい。これで特に問題がなければOKです。

もし何らかの表示がされる場合は電話で相談して解決策を探りましょう。

【重要】

対応してもらった職員の名前は絶対に残しておきましょう。

ここで、まだ終わりではありません。

上記の電話は確定申告前の話です。

加えて、再度確認の為に市民税課に再度電話しましょう。

■確定申告の後、もう一度電話をして確認しましょう。

① 今年の〇月頃に確定申告の件で電話をさせて頂いた者です。

② 副業分の住民税は普通徴収で申告したのですが、書類は私の自宅に届くように手続きされていますでしょうか？大変恐縮なのですが、再度確認して頂きたいです。

③ 確定申告前の〇月頃に電話で確認させて頂いた際には、〇〇様という方に電話対応頂きました。

市役所の職員と言っても人間です。ミスは必ずないとは限りません。手間ですが、自分の為にも確認しましょう。

このやり取りは毎年行う必要があります。税に関する法律は知らずの間に変更されています。今年は大丈夫だったから、来年も大丈夫という事ではありません。必ず毎年確認を行ってください。

(4) 万が一、会社にバレてしまった時の対応策

少額のネット物販・せどり・アフィリエイト等であれば「趣味でやっていました」と主張しましょう。

もともと副業自体、趣味の派生に近いです。

■ 少額でも申告しないと脱税になると知人に言われた

■ 本業に支障ないように配慮していた

という旨の説明をしたうえで、

事前に相談せずに副業を行っていた事については確実に謝罪をしましょう。

また、大きな金額を得ていた場合は、

それなりの言い訳を準備して臨むことをオススメします。

アルバイトの様な給料としてもらう物は趣味と言い逃れは難しいので注意して下さい。

(5) 副業が赤字になった場合

少額のネット物販・せどり・アフィリエイト等であれば

確定申告をすれば税金が戻ってくる&その後払う住民税が安くなるケースがあります。

副業を初めてすぐに黒字になる人ばかりではありません。

初年度は初期投資で赤字になる人もいらっしゃるはずですよ。

赤字をうまく使えば、税金が安くなるケースも存在します。

会社の給与が年収300万円で、副業の赤字が△50万円だった場合。

年収と副業の赤字が相殺されてから

税金の計算を行いますので、その分税金が安くなります。

ただ、誰でも美味しい思いを出来る訳ではありません。

少し厳しい条件があります。

■条件

① 会社が副業OKであること

(※住民税の金額が変わるので、会社に隠れて副業している人はバレてしまいます)

② 行っている内容が『事業』とみなされる規模であること ※重要

会社員として働きながらせどりやアフィリエイトを行っている人が得た所得は『事業所得(本気の副業)』か『雑所得(趣味の派生)』に分類されます。

確定申告の際に事業所得の赤字は給与と合算して計算されますが、雑所得の赤字は給与と合算して計算される事はありません。

自分の行っている副業が事業なのか、
趣味の派生なのか・・・。

残念ながら法律にも明確な記載はありません。

過去の裁判の判例を見ると、

- ・相当程度の期間継続して安定収入が得られること
- ・儲かる可能性が十分にあること
- ・副業とはいえ相当な時間を割いて日々真剣に取り組んでいること
- ・副業のための人的・物的設備が整っていること
- ・副業収入が消えると生活に影響が出ること
- ・職業として認知できること

上記内容から総合的に判断されます。

事業所得とした方がメリットは多いため、過去には

「副業で赤字計上 → 事業所得として損失を申告 → 脱税」

というのが流行しました。

事業的規模で行っているという説明を行うためにも資料の保管や準備が必要ですね。

04. 開業届けの知識

副業としてせどりや情報発信(アフィリエイト)などに取り組むとき、
また、取り組んでから必ず気になることがあります。

「開業届けは必要なのか？」ということです。

実際にこの教科書をご覧になられている方の中にも
売上は得ているし利益も出てきたけど、税務署には一切書類を提出していない。

そんな方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

ちゃんとするなら出した方が良さそうだけど、今更出して大丈夫なのかな・・・
と不安になっている方に向けて、僕の知っているお話をしたいと思います。

(1) 事業者として副業を始めたなら本来提出すべき書類

事業として副業を行うのであれば、本来であれば諸々の書類を行政に提出します。
もし税理士さんに頼んだら、このような書類が出てくる・・・とお考え下さい。

① 絶対に提出する書類

■ 個人事業の開業等届出

【内容】

- ・ 事業を開始した場合
- ・ 事業所等を開設等した場合

【提出期限】

事業開始等の日から1ヶ月以内

1 0 4 0

税務署受付印

個人事業の開業・廃業等届出書

納税地 住所地・ 居所地・ 事業所等 (該当するものを選択してください)
(〒 - -) (TEL. - -)

税務署長 _____

上記以外の住所・事業所等 事業所等 (該当するものを選択してください)
(〒 - -) (TEL. - -)

提出日 年 月 日

フリガナ _____

氏名 _____ 生年月日 年 月 日生 大正 昭和 平成 令和

個人番号 _____

フリガナ _____

職業 _____ 屋号 _____

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分	<input type="radio"/> 開業 (事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____ 事務所・事業所の (<input type="radio"/> 新設・ <input type="radio"/> 増設・ <input type="radio"/> 移転・ <input type="radio"/> 廃止) <input type="radio"/> 廃業 (事由) (事業の引継ぎ (譲渡) による場合は、引き継いだ (譲渡した) 先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____																				
所得の種類	<input type="radio"/> 不動産所得・ <input type="radio"/> 山林所得・ <input type="radio"/> 事業 (農業) 所得 (商業の場合…… <input type="radio"/> 全部・ <input type="radio"/> 一部)																				
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日 年 月 日																				
事業所等を新増設、移転、廃止した場合	新増設、移転後の所在地 _____ (電話) _____ 移転・廃止前の所在地 _____																				
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名 _____ 代表者名 _____ 法人納税地 _____ 設立登記 年 月 日																				
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無																				
事業の概要 (できるだけ具体的に記載します)																					
給与等の支払状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>従業員数</th> <th>給与の定め方</th> <th>税額の有無</th> <th>その他重要な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専従者</td> <td>人</td> <td></td> <td><input type="radio"/> 有・<input type="radio"/> 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td></td> <td></td> <td><input type="radio"/> 有・<input type="radio"/> 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td><input type="radio"/> 有・<input type="radio"/> 無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	従業員数	給与の定め方	税額の有無	その他重要な事項	専従者	人		<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無		従事者			<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無		計			<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
区分	従業員数	給与の定め方	税額の有無	その他重要な事項																	
専従者	人		<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無																		
従事者			<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無																		
計			<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無																		
源泉所得税の納期の特例の特認に関する申請書の提出の有無	<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無																				
給与支払を開始する年月日	年 月 日																				

面々税理士 _____ (TEL. - -)

税務署	整理番号	届出番号	A	B	C	番号確認	受理確認
受理	01					<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	
提出日	通信日付印の年月日	確認印	確認書類	個人番号カード/通知カード・運転免許証	その他		
提出日	年 月 日						

② 絶対じゃないけど、出した方がお得になる書類

■ 所得税の青色申告承認申請書

【内容】

- ・青色申告の承認を受ける場合

【提出期限】

承認を受けようとする年の3月15日まで
 (その年の1月16日以後に開業した場合は、
 開業した日から2ヵ月以内)

(例)

2018年以前に開業されていて、2019年から青色申告したい場合は
 2019年3月15日までが提出期限。

2019年に開業する人は開業した日から2ヵ月以内。

税務署受付印		1 0 9 0	
所得税の青色申告承認申請書			
納税地	○住所地・○居住地・○事業所等 (該当するものを選択してください) (〒 - -) (TEL - -)		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - -) (TEL - -)		
フリガナ	氏名	生年月日	○大正 ○昭和 ○平成 ○令和
職業	法人番号	税務署	年月日生
令和__年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。			
1 事業所又は所得の基となる資産の名称及びその所在地 (事業所又は資産の異なるごとに記載します。)			
名称 _____ 所在地 _____			
名称 _____ 所在地 _____			
2 所得の種類 (該当する事項を選択してください。)			
○事業所得 ・ ○不動産所得 ・ ○山林所得			
3 いままで青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無			
(1) ○有 (○取消し・○取りやめ) ____年__月__日 (2) ○無			
4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 ____年__月__日			
5 相続による事業承継の有無			
(1) ○有 相続開始年月日 ____年__月__日 被相続人の氏名 _____ (2) ○無			
6 その他参考事項			
(1) 簿記方式 (青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。)			
○複式簿記・○簡易簿記・○その他 (_____)			
(2) 備付帳簿名 (青色申告のための備付ける帳簿名を選択してください。)			
○現金出納帳・○売掛帳・○買掛帳・○経費帳・○固定資産台帳・○預金出納帳・○手形記入帳 ○債権債務記入帳・○総勘定元帳・○仕訳帳・○入金伝票・○出金伝票・○振替伝票・○現金式簡易帳簿・○その他			
(3) その他 _____			
図与税理士	整理番号	届出年月日	A B C
(TEL - -)	01	年月日	
	届出日付印の年月日	承認印	
	年月日		

■青色専従者給与に関する届出書

【内容】

- ・無職の配偶者に事業を手伝ってもらい給与を支給する場合

これを出していないと配偶者に給与支給しても経費になりません
節税手段として非常に有効な手段なので、
該当される方は提出をオススメします。

【提出期限】

青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする
年の3月15日まで(その年の1月16日以後開業した場合や
新たに事業専従者を有することとなった場合には、
その日から2か月以内)。

1120

青色事業専従者給与に関する届出書
届出書
変更届出書

納税地 住所地・居所地・事業所等(該当するものを選択してください。)
(〒 - -) (TEL - -)

税務署長 _____

上記以外の住居地・事業所等 納税地以外に住居地・事業所等がある場合は記載します。
(〒 - -) (TEL - -)

フリガナ _____

氏名 _____ 生年月日 大正 昭和 平成 令和 年 月 日

職業 _____ フリガナ _____ 税号 _____

____年____月以後の青色事業専従者給与の支給に関しては次のとおり 定めた
ので届けます。 変更することとした

1 青色事業専従者給与(裏面の書き方をお読みください。)

専従者の氏名	性別	年齢 経歴 年数	仕事の内容・ 従事の程度	資格等	給料		賞与		昇給の基準
					支給期	金額(月額)	支給期	支給の基準(金額)	
1									
2									
3									

2 その他参考事項(他の職業の併存等) _____

3 変更理由(変更届出書を提出する場合、その理由を具体的に記載します。)

4 雇用人の給与(この欄は、この届出(変更)書の提出日の現況で記載します。)

雇用人の氏名	性別	年齢 経歴 年数	仕事の内容・ 従事の程度	資格等	給料		賞与		昇給の基準
					支給期	金額(月額)	支給期	支給の基準(金額)	
1									
2									
3									
4									

※ 別に給与規程を定めているときは、その写しを添付してください。

国と税理士 _____ (TEL - -)

税理士番号 _____ A B C

届出日付印の年月日 _____ 確認印 _____

届出日 _____ 年 月 日

■給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

【内容】

給与等を支払う人は提出が必要になります。
 ネットビジネスで配偶者にのみ給与を支払う場合でも、
 青色専従者給与に関する届出書と一緒に
 提出する必要があります。

【期限】

開設の日から1ヶ月以内。

他にももっとありますが、代表的なのは上記です。
 お伝えしたい事は出した方がお得になる書類を提出する為
 個人事業開業の届出書の提出が必須条件だという事です。

※整理番号

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

令和 年 月 日 税務署長殿 <small>所得税法第230条の規定により次のとおり届け出ます。</small>	事務所開設者	住所又は本店所在地 〒 _____ 電話 (_____) - _____	(フリガナ)						
		氏名又は名称							
		個人番号又は法人番号 (フリガナ)	※個人番号の記載については、本欄を空欄とし、ユリカテ記載してください。						
		代表者氏名	◎						
(注) 「自営又は本店所在地」欄については、個人の方については申告済納税の納税地、法人については本店所在地(外国法人の場合は国外の本店所在地)を記載してください。									
開設・移転・廃止年月日	平成・令和 年 月 日	給与支払を開始する年月日	平成・令和 年 月 日						
○届出の内容及び理由 (該当する事項のチェック欄口に✓印を付してください。)		「給与支払事務所等について」欄の記載事項							
<input type="checkbox"/> 開業又は法人の設立 <input type="checkbox"/> 上記以外 <small>※本店所在地等とは別の所在地に支店等を開設した場合</small>	→	開設・異動前	異動後						
<input type="checkbox"/> 所在地の移転 <input type="checkbox"/> 既存の給与支払事務所等への引継ぎ <small>(理由) <input type="checkbox"/> 法人の合併 <input type="checkbox"/> 法人の分割 <input type="checkbox"/> 支店等の閉鎖</small> <input type="checkbox"/> その他 (_____)	→	移転前の所在地	移転後の所在地						
廃止 <input type="checkbox"/> 廃業又は清算終了 <input type="checkbox"/> 休業 その他 (_____)	→	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継ぎ先の給与支払事務所等						
		異動前の事項	異動後の事項						
○給与支払事務所等について									
	開設・異動前	異動後							
(フリガナ)									
氏名又は名称									
住所又は所在地	〒 _____	〒 _____							
(フリガナ)									
責任者氏名									
従業員数	役員 人	従業員 人	() 人	() 人 () 人 計 人					
(その他参考事項)									
税 理 士 署 名 押 印		◎							
※税務署 処理欄	部門	喪 期	業 種 号	入 力	名 簿 等	用 紙 交 付	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/給付カード・通知カード 本人印						

01.06 改正

(規格 A 4)

(2) 副業しているけど書類何も出してない人はどうなるの？

結論から言うと、**罰則規定はありません。**

副業で得た所得は、確定申告の際には『**雑所得※**』に該当します。

※突発的に儲かった人、趣味でやっていて儲かった人が申告する際に該当する科目です。

仮想通貨で億り人が出た際に「雑所得」という言葉を耳にした人が多いのではないのでしょうか。

税率が高くて有名なアレです…。

※開業届出を出したからといって、事業所得(ビジネスとして得ている所得)と無条件で税務署に認定してもらえる訳ではありません。

規模や継続性などが条件になります。

ただし、副業を本気で取り組む人は開業届出を出しておいた方が良いでしょう。

(3) 正しく書類を提出するメリット

ちゃんと書類を提出する事によってメリットはあります。
内容についていくつかまとめました。

① 開業届出を出す事によって、青色申告が可能になる

何も提出していない状態(白色申告)に比べて、
事業所得が認められた青色申告の節税効果は絶大です。

■ 所得から最大65万円控除できる

税金を計算する際の計算式はざっくりいうと
《売上-経費(仕入や配送料など、売上を作る為に係った費用)》× 税率です。

この経費部分に使っていない65万円がプラスされ、結果的に節税に繋がります。
税率は本業の給与によっても変わるので一概には言えませんが、
もし税率が20%の人の場合、 $65万円 \times 20\% = 13万円$ も節税に繋がります。

粗利が10%の事業をしている人が13万円稼ごうとすると売上は130万円必要になります。
書類を揃えるだけで売上130万円にも匹敵する効果があるならやらない手はないですね。

■配偶者に給与を出せる

日本では個人に対する税金は累進課税制度を適用しています。
沢山稼ぐ人から沢山税金取るね！という仕組みです。

副業で300万円稼いで自分1人の所得にするよりも、自分:200万円 配偶者:給与として100万円
と所得を分散させる事によって税率が下がるので結果節税に繋がります。

※配偶者がパートやアルバイト・社員として勤めている場合は使えない制度なのでご注意ください。

仕入れ代や備品、商材等の出費……。1年目から黒字の人だけではないと思います。
青色申告をしておけば、赤字が将来の黒字と相殺が可能です。

(例) 2018年は100万円の赤字だった。

2019年は400万円の黒字だったが、2018年の赤字と相殺する事により
300万円分の所得に対する税金しか払わずに済んだ。

というケースです。過去の赤字が今、もしくはこれからの経費になるイメージですね。

※本業の給与から天引きされる住民税の金額が変わるので会社にこっそり副業している人は絶対にNG

■屋号で銀行口座が作れる

自分の実名ではなく、

屋号(ネットショップの店の名前など)の名前で銀行口座が作れます。

たいていの銀行は「屋号+個人名義」ですが、

ゆうちょ銀行であれば屋号のみの口座開設が可能です。

給料と副業のお金の管理を銀行口座で分けたい人にオススメです。

■融資が受けられる可能性高まる

副業でも事業ですので、融資を受けられる可能性が高まります。

開業届出を出していない状態での副業への融資は非常に難しいです。

個人のフリーローンは通るでしょうが、ビジネスローンに比べて非常に高い利息を払う事になります。

※開業届出を出したからといって必ず融資を受けられる訳ではありませんのでご注意ください。

■補助金や助成金などを利用できる

開業届けを出している、確定申告をしていることで補助金や助成金などをもらうことができるケースがあります。

補助金や助成金ではないのですが、

例えば、直近の例で一番分かりやすかったのは「持続化給付金」
条件に合致する方は、個人の場合で最大100万円受給することができます。

こちらに関しても開業届けを出している、
確定申告をしていることなどが前提条件となっています。

元々の受給対象者は、
2019年以前から事業収入(売上)を得ていて、今後も事業を継続する意思がある個人事業主。
ですが、2020年1～3月に開業している方も対象となりました。

開業届出を出しておけばよかったな、、、という方も非常に多かったのではないのでしょうか？

こちら以外にも調べると意外と開業届出をしていることで、
利用できる補助金や助成金などが国、各地域単位でたくさんあります。

しっかりと届出をすることで得られるメリットがたくさんありますので、ぜひともチェックしてみてください。

(4) 良い事だけじゃない！？書類を提出するデメリット

書類を提出する事によって、場合によっては不利益を被ってしまうケースがあります。

① 青色申告の場合、経理作業が爆増する

複式簿記の記帳、領収書・請求書・銀行振込等の控えの保管義務・・・。

趣味感覚の雑所得に比べて、雑務は爆増します。

手間を取るか、節税を取るか・・・。作業量やかかる時間、お得になる金額はケースバイケースなので、自分の状況を整理したい人は税理士さんへのご相談をオススメします。

② 会社を辞めた際に失業手当がもらえなくなる危険がある

失業手当は”再就職のために頑張って活動している人”に対して、活動期間中の生活費を助けてあげますよという手当です。

「開業届出を提出している＝すでに自分で商売をしている(＝自営業)」という扱いになる為、失業手当の対象から外されるケースがあります。

知らないだけで数十万円損をしてしまうかもしれない、恐ろしい落とし穴です。

③ 配偶者の社会保険の扶養に入れなくなる危険がある

全てではないですが、健康保険組合の中には規定で扶養に入れられない人の中に「自営業の人(=開業届出を出している人)」があります。

その場合、国民健康保険という保険料を支払う必要があります。

扶養に入ったままか国民健康保険料かで月額数万円変わってきますので規定をよく確認しましょう。

(5) どんな人が開業届出を出すべき？

ざっくり記すと

- 脱サラして本気でネットビジネスでご飯を食べていくつもりの人
- 本業に匹敵する稼ぎを得ている人
- 正攻法で節税してきたい人

所得の金額によっては税理士に丸投げしても

「税理士にかかる金額 < 節税できる金額」となれば、ちゃんと書類出した方がお得になりますよね。

逆に趣味程度でお考えであれば、わざわざ開業届出は出さなくても何も問題はありません。

(6) 開業届出を出すこと、税金を納めることは？

開業届出を出していないから、
副業分の税金を納めなくても大丈夫・・・な訳はないです。

副業で少額でも儲かっている人は適切に確定申告する必要があります。
知らず知らずのうちに悪い事をしている・・・なんてならないようにしましょう。

【※重要※】

年間で売上が1,000万円以上の人

年間で売上が1,000万円を超える人・超えそうな人は絶対に書類の準備が必要になります。

2019年に売上が1,000万円をこえた場合、
2年後の2021年の確定申告では所得税・住民税の他に消費税の申告も必要になります。

消費税の申告・納税が出来ておらず、

税務調査で高額 of 追加税金を支払う事になるケースが多いです。

05. 番外編

こちらの章としては番外編としての説明をさせていただきます。

(1) 確定申告しなかった場合の最悪のケース

① 本来払わなければならない税額に色んな金銭的ペナルティがつく

- ・延滞税: 年利最大14.6%
- ・無申告加算税: 本来の税額 × MAX20%
- ・重加算税: 本来の税額 × MAX40%

普通に払っておけば少額で済んだはずの税金も、申告をサボるだけでとんでもない金額に化けてしまいます・・・。

② 悪質な場合、刑事罰に。

悪質な場合の無申告は『所得隠し＝脱税』と判断され、**刑事罰の対象**になります。国民の3大義務である納税をサボる事になるので、国も本気になります。

5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金となりますので、副業をして警察のお世話になること事態は絶対に避けたいです。

(2) ふるさと納税・住宅ローン控除・医療費控除の確定申告

確定申告で節税に繋がる医療費控除やふるさと納税を副業の申告と一緒にすると、副業が会社にバレてしまう可能性が高まります。

ふるさと納税や医療費等のお得な制度を利用される方は、合わせて下記の内容も電話で確認するようにして下さい。

確定申告で副業の申告と一緒にふるさと納税(or住宅ローン控除or医療費控除等)も利用しようと考えているのですが、利用した場合には副業が会社にバレるリスクはありますか？

その他、リスクになり得る事項が無いか・注意すべき事がないか合わせて電話で市役所に確認しておく、より安全性が高まります。

給与に対する税金(A)+副業に対する税金(B)としたときに、
医療費やふるさと納税で仮に1万円節税になった場合、

市役所は

「(A)から8,000円、(B)から2,000円。合計1万円節税するね」
と分けて処理が出来ないみたいです。

結果的に

「(A)+(B)から10,000円引いて、引いた後の税金の金額は
ひとまとまりにして会社に送りますね」
ってなってしまうみたいです。

行政のシステムが向上すれば改善するかもですが、

現時点では

「節税に繋がる行為を行う⇒税金計算の都合でひとまとまりにされる可能性が高まる。」
という感じになってしまうそうです。

(3) 高額無申告で税務署にバレるケース

- ① 羽振りが良くなり、周囲の人間からねたまれて税務署にチクられる
無さそうで結構あるそうです。個人への税務調査の1割以上はこれが原因です。
追加で税金取れる可能性が非常に高いので、税務職員は嬉々として来ます。

② 銀行の履歴を税務署が確認して見つける

- ・口座の入出金履歴(親族含む)
- ・ATMに備え付けられている防犯カメラ
- ・高額な振込をする際に銀行窓口で提出した本人確認書類

全て税務署は閲覧可能です。これには個人情報保護法は摘要されません。

③ 売上先(※)に税務調査、が入り、支払い先が誰か把握される

※ネットビジネスだとアマゾン・メルカリ・アフィリエイトASP・ココナラなど

例えば、メルカリから収入を得ている人であれば、売上の履歴は全てメルカリに残ります。

もしにメルカリに税務調査に入った際、税務調査官はメルカリの指摘だけでなく、

関係者(ネットビジネスをしている人間)の資料も一緒に回収します。

メルカリデータという確実な資料を元に関係者の脱税を一網打尽に出来るからです。

(4) 2018年の法改正「青色申告控除が55万円に引き下げ」

① 法改正内容

2020年(令和2年分の申告なので実際には令和3年3月15日提出期限のもの)
平成30年度税制改正にて、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る
青色申告特別控除の控除額が55万円(現行:65万円)に引き下げされることになりました。

② e-taxで確定申告すれば青色申告の控除金額が65万円

法改正により、青色申告特別控除の控除額が55万円になりますが、
e-taxで確定申告すれば青色申告の控除金額が65万円のままとなります。

③ e-taxで確定申告する際に必要になるもの

■ : 絶対必要なもの、□ : 該当する人のみ必要なもの

■ 自分の1年間の収支・経費内訳が分かる書類

■ マイナンバーが分かる書類

□ 源泉徴収票(サラリーマンの方)

□ 医療費控除

□ ふるさと納税の証明書

□ 住宅ローン控除書類

④ e-taxで確定申告する具体的な手順

これから手順を説明していきますが、※をご確認の上、手順の実施をお願いいたします。

※1 手順 10)~13)は「青色申告控除65万円」の方向けです。

該当しない方は飛ばして頂いて大丈夫です。

※2 副業が会社にバレたくない人は 手順 20)・21)を絶対に行ってください。

バレるのを100%防げる訳ではないですが、これをしないとバレる危険が増します。

※3 e-taxはめんどくさい・・・でも青色申告控除10万円分変わるの大きい・・・。

という人は申告に必要な書類と本人確認書類(免許証等)を持って税務署に行けば、
税務署職員がその場でe-taxを手伝ってくれます。

期限直前に行くとTDL並みに混雑しているので、余裕を持っていきましょう。

1) インターネットから「e-tax 確定申告」で検索。

2) 一番上の「個人でご利用の方」をクリック。



3) 画面中央の「確定申告書を作成する」をクリック。

⇒「作成開始」をクリック

⇒「e-taxで提出する」をクリック

個人でご利用の方

確定申告書を電子申告でご利用になる場合には「確定申告書等作成コーナー」から手続を行う

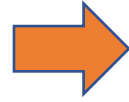
確定申告書等作成コーナーで手続を行う方はこちら

確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力の上、電子申告用データを作成することにより、電子申告(e-Tax)を行うことができます。

確定申告書を作成する

確定申告書等作成コーナーでの手続の流れ(初めて利用する場合)

- 1 事前準備
- 2 確定申告書等作成コーナー
- 3 開始届出初期登録
- 4 画面の案内に従って入力
- 5 提出前の申告書を印刷
- 6 税務署へe-Tax送信
- 7 受信通知の内容を印刷



申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。

NEW 作成開始 >

- 新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成

保存データを利用して作成 >

- 途中で保存したデータ(拡張子が [.data])を読み込んで、作成を再開
- 過去の申告書データを利用して作成



税務署への提出方法の選択

[トップ画面](#) > [事前確認](#) > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

税務署への提出方法を選択してください。

e-Taxで提出する

印刷して書面提出する

「マイナンバーカード方式」か「ID・パスワード方式により提出」が選択できます。
マイナンバー通知書を既に電子カード化されており、
ICカードリーダーを既にお持ちの人は前者の方が早いです。

何も準備が出来ていない人はIDの取得が手間ですが、後者の方が費用かからずにできます。

4) 推奨環境・利用規約を確認し、画面一番下の「利用規約に同意して次へ」をクリック。



プリントサービスのご案内

ご自宅で申告書等を印刷できない方は、コンビニエンスストア等でプリントサービスをご利用いただけます。

[プリントサービスのご案内はこちら](#)

利用規約をご確認ください


確定申告書等作成コーナーのご利用の際は、利用規約への同意が必要です。
利用規約をご確認いただき、同意された場合は「利用規約に同意して次へ」ボタンをクリックしてください。

[確定申告書等作成コーナーの利用規約はこちら](#)


戻る

利用規約に同意して次へ

5) 該当年度をクリックして、「決算書・収支内訳書」をクリック
⇒「作成開始」をクリック

 事業所得や不動産所得がある方は、所得税の確定申告書を作成する前に、青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。

作成する申告書等と年分を選択してください。

平成30年分の申告書等の作成 

所得税

- 所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など）。

決算書・収支内訳書

- 事業所得や不動産所得がある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。

消費税

- 個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。

贈与税

- 財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。

トップ画面

事前準備

申告書等の
作成
作成開始

申告書等の
送信・印刷

終了

■ 作成開始

作成開始

<作成する申告書等の
選択へ戻る

6) 提出方法を「e-taxで送信する」、作成する決算書を自分の該当する書類を選択。

提出方法及び作成する決算書・収支内訳書の選択

決算書・収支内訳書の提出方法の選択【必須】

e-Taxで送信する。
 印刷して郵送等で提出する。

作成する決算書・収支内訳書の選択【必須】

青色申告決算書を作成する。
 白色申告書に添付する収支内訳書を作成する。
 現金主義用の青色申告決算書を作成する。(現金主義を選択されている方)

※ 入力途中で青色申告決算書・収支内訳書の選択を変更する場合、住所・氏名等の基本情報以外は削除されますので、再度入力が必要です。

< 戻る 入力終了(次へ) >

(※画面はシステムの都合上、「印刷して郵送等で提出する。」になっています。
e-taxの方は「e-taxで送信する。」を選択下さい。)

e-taxを選択すると、令和2年分の確定申告から青色申告の控除金額が10万円アップします。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/h32_kojogaku_change.pdf

↑ 上記をご参照下さい。

7) 青色申告決算書(一般用)「営業所得がある方はこちら」をクリック。
(※不動産、農業されている方は除く。)

青色申告決算書の種類選択

所得の種類に応じてそれぞれの種類の作成画面でデータを入力してください。

青色申告決算書(一般用)「営業等所得がある方はこちら」

入力する

青色申告決算書(農業所得用)「農業所得がある方はこちら」

入力する

青色申告決算書(不動産所得用)「不動産所得がある方はこちら」

入力する

8) 自分の売上や諸経費などを入力する。
(※数字は仮です。ご自身の実績値を入力下さい。)

決算書(一般用)の入力

入力する方法については、この画面の金額欄に直接入力する項目と、入力したい項目名をクリックし別画面により入力する項目とに分かれています。
税理士等の報酬(25)及び震災関連経費(26)については、任意科目とのいずれかの選択を行い入力してください。
科目欄が不足する場合、(30)の欄に入力しなかったものの合計額を入力し、科目名に「〇〇(ほか)」と入力してください。

損益計算書(自 1月 1日 至 12月 31日)

科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	1 5,000,000	消耗品費	17 300,000	貸倒引当金	34
期首商品(製品) 棚卸高	2	減価償却費	18		35
仕入金額 (製品製造原価)	3 2,000,000	福利厚生費	19		36
小計(2+3)	4 2,000,000	給料賃金	20	計	37
期末商品(製品) 棚卸高	5	外注工賃	21	専任者給与	38
差引原価(4-5)	6 2,000,000	利子割引料	22	貸倒引当金	39
差引金額(1-6)	7 3,000,000	地代家賃	23		40
		貸倒金	24		41
		経費		計	42
		● 税理士等の報酬	25		
		● 震災関連経費	26	青色申告特別控除前の 所得金額(33+37-42)	43 2,100,000
租税公課	8		27		
荷造運賃	9		28		
水道光熱費	10		29		
旅費交通費	11		30		
通信費	12		31		
広告宣伝費	13	雑費	31 100,000		
接待交際費	14 500,000	計	32 900,000		
損害保険料	15				
修繕費	16	差引金額(7-32)	33 2,100,000		
				本年における特殊事情	

9) 画面下部の「入力終了(次へ)」をクリック。

青色申告決算書の種類選択

所得の種類に応じてそれぞれの種類の作成画面でデータを入力してください。

青色申告決算書(一般用)「営業等所得がある方はこちら」

売上(収入)金額 合計	5,000,000円	青色申告特別控除前の所得金額 2,100,000円
売上原価 合計	2,000,000円	
経費 合計	900,000円	
繰戻額等 合計	円	
繰入額等 合計	円	

編集 削除

青色申告決算書(農業所得用)「農業所得がある方はこちら」

入力する

青色申告決算書(不動産所得用)「不動産所得がある方はこちら」

入力する

< 戻る 入力終了(次へ) >

10) 青色申告特別控除の金額を選択。

65万円控除をされる方は

貸借対照表を「作成する」を選択

簡単な方法でされる方は「作成しない」を選択、

入力終了(次へ)」をクリック。

青色申告特別控除の入力

不動産所得及び事業所得(営業等所得及び農業所得)を通じて適用を受けようとする青色申告特別控除額(65万円又は10万円のいずれか)を選択してください。
所得金額が赤字又は0円の場合もいずれかの選択をしてください。
65万円の特別控除の適用を受ける方は、正規の簿記の原則に従い取引を帳簿書類に記録し、その帳簿書類に基づき作成した貸借対照表等を確定申告書に添付する必要があります。

青色申告特別控除額【必須】

決算書等作成コーナーで貸借対照表を作成しますか? 作成する 作成しない

※ 青色申告特別控除適用前の所得金額が65万円未満の場合で、10万円超の青色申告特別控除額を適用する場合は、「65万円」を選択してください。

※ 65万円の特別控除の適用を受ける場合で、決算書等作成コーナーで貸借対照表を作成しないを選択された方は、別途貸借対照表を手書き作成するなどして、損益計算書とともに確定申告書に添付する必要があります。

< 戻る 入力終了(次へ) >

11) 貸借対照表を作成

⇒「入力終了(次へ)」をクリック

貸借対照表(資産負債調)

平成 年 月 日 現在

資産の部			負債・資本の部		
科目	<input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value="1"/> 日 (期首)	<input type="text" value="12"/> 月 <input type="text" value="31"/> 日 (期末)	科目	<input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value="1"/> 日 (期首)	<input type="text" value="12"/> 月 <input type="text" value="31"/> 日 (期末)
	円	円		円	円
現金	<input type="text" value="53,824"/>	<input type="text" value="78,593"/>	支払手形	<input type="text"/>	<input type="text"/>
当座預金	<input type="text"/>	<input type="text"/>	買掛金	<input type="text" value="149,393"/>	<input type="text" value="190,483"/>
定期預金	<input type="text"/>	<input type="text"/>	借入金	<input type="text"/>	<input type="text"/>
その他の預金	<input type="text" value="2,574,728"/>	<input type="text" value="3,049,684"/>	未払金	<input type="text"/>	<input type="text"/>
受取手形	<input type="text"/>	<input type="text"/>	前受金	<input type="text"/>	<input type="text"/>
売掛金	<input type="text" value="230,283"/>	<input type="text" value="294,837"/>	預り金	<input type="text"/>	<input type="text"/>
有価証券	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
棚卸資産	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
前払金	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
貸付金	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
建物	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
建物附属設備	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
機械装置	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
車両運搬具	<input type="text"/>	<input type="text"/>	貸倒引当金	<input type="text"/>	<input type="text"/>
工具・器具・備品	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
土地	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	事業主借	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	元入金	<input type="text" value="2,709,442"/>	<input type="text" value="2,709,442"/>
事業主貸	<input type="text"/>	<input type="text" value="1,576,811"/>	青色申告特別控除 前の所得金額	<input type="text"/>	<input type="text" value="2,100,000"/>
合計	<input type="text" value="2,858,835"/>	<input type="text" value="4,999,925"/>	合計	<input type="text" value="2,858,835"/>	<input type="text" value="4,999,925"/>

(※数字はあくまで例です。)

12) 数字を確認して、「次へ」をクリック

所得金額の確認

所得区分	青色申告特別控除前の所得金額	青色申告特別控除額	所得金額
営業等	円 2,100,000	円 650,000	円 1,450,000
農業			
不動産			

※ 青色申告特別控除の金額は、65万円(又は10万円)と青色申告特別控除を控除する前の不動産所得の金額、事業所得(営業等所得及び農業所得)の金額の合計額(これらの所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、その損失の金額はないものとして計算します。)のうちいずれか少ない方の金額を、これらの所得の黒字の金額を限度として順次控除します。

[< 戻る](#) [次へ >](#)

13) 名前や住所等を記入

住所・氏名等の入力

1 納税地 住所 事業所等 ※ 事業所等の所在地を納税地とする場合には、届出が必要です。

【住所情報】

2 郵便番号(自宅) [半角数字3桁]-[半角数字4桁] - [郵便番号から住所入力](#)

3 住所(自宅) 都道府県市区町村 [市区町村選択](#)

※ 郵便番号から検索できなかった方は、こちらで市区町村を選択できます。

町名・番地

【都道府県市区町村と合計で全角28文字以内(数字等も全角)】
(例) ○○町 1-1-1

建物名・号室

【全角28文字以内(数字等も全角)】
(例) アパート名、号室

4 電話番号(自宅) [半角数字合計4桁以内] - -

14) 画面下部の「所得税の確定申告書を作成する」をクリック

(※画面上部の「入力データを保存する」をしておく時間途中から再開できます。)

申告書の作成

住所、氏名や金額等の情報を引き継いで所得税や消費税の申告書を作成することができます。
作成しない方は「終了する」ボタンを押してください。

所得税の確定申告書を作成する

印刷した帳票を所得税の確定申告書と併せて提出してください。

消費税の確定申告書を作成する

消費税の確定申告書作成前に、必ず入力データの保存を行ってください。
保存した入力データを消費税コーナーで読み込むことで、収入金額などの情報を消費税の申告書に引き継ぐことができます。

「入力した情報を引き継いで、所得税の確定申告を作成しますか？」

に対して「はい」をクリック⇒「作成開始」をクリック

確認

入力した情報を引き継いで、所得税の確定申告を作成しますか？
(KS-W90032)

はい いいえ

申告書の作成 住所、氏名や金額等の情報を引き継いで所得税や消費税の申告書を作成することができます。



引継ぎ情報等の確認

決算書・収支内訳書作成コーナーから所得税コーナーへ引き継がれる情報は、下表のとおりです。
内容を確認し、「作成開始」ボタンをクリックしてください。

項目名	金額
営業等の収入金額	5,000,000円
営業等の所得金額	1,450,000円
青色申告特別控除額	650,000円

→ 作成開始

< 戻る

15) 申告の書類、生年月日を入力して「入力終了(次へ)」をクリック

生年月日等入力

申告の種類

税務署から青色申告の承認を受けている場合はチェックをしてください。

※ 青色申告とは、事業所得や不動産所得、山林所得を生ずる業務を営む方が、青色申告承認申請書を税務署に提出して承認（みなし承認を含む。）を受けて行う申告のことです。

申告される方の生年月日【必須】

昭和 ▾ 年 月 日

※ 入力した生年月日は、申告書等への表示や控除額の計算に使用します。

所得・所得控除等の入力フォームについて

以下にチェックを付けて「入力終了(次へ) >」をクリックすると、申告書の様子をイメージした入力画面をご利用いただくことが可能です。

申告書の様子をイメージした入力画面で申告書を作成する

青色申告の方は上のチェックボックスにチェックをして下さい。

16) 所得の入力

事業所得や給与、不動産、株などの所得がある人はここで入力を進めます。

該当無い人は何もしないで

「入力終了(次へ)」をクリック。

先程青色申告で決算書を作成して

データ引継ぎした人は事業所得の箇所に

先程と同じ情報が勝手に記載されています。

決算書で追加や修正に気付いた人は

画面下部「決算書・収支内訳書作成コーナーへ」

から決算書作成画面に行けます。

総合課税の所得 (単位: 円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)	
事業所得 (営業・農業) ?	訂正・内容確認	☑	1,450,000	?
不動産所得 ?	入力する			?
利子所得 ?	入力する			?
配当所得 ?	入力する			?
給与所得 ?	入力する			?
雑所得 ?	公的年金等	入力する		?
	その他	入力する		
総合譲渡所得 ?	入力する			?
一時所得 ?	入力する			?
合計 ? ※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、 繰越損失控除後の金額が表示されています。			1,450,000	?

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は
訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る

入力終了(次へ)>

17) 該当する控除金額に記載。

16)で給与に関する入力をされた方は
自動でここにも数字が飛んでいます。

医療費控除の無いサラリーマンであれば、
特にこの画面で入力するものではありません。

所得控除の入力

所得から差し引かれる金額（所得控除）に関する項目の入力を行います。

- ・ ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。
- ・ 確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。
- ・ 配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行ってください。

所得控除
(単位:円)

所得控除の種類 (各所得控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (?)をクリックすると表示金額の解説を確認できます。)
雑損控除 ?	入力する		?
医療費控除 ?	入力する		?
社会保険料控除 ?	入力する		?
小規模企業共済等掛金控除 ?	入力する		?
生命保険料控除 ?	入力する		?
地震保険料控除 ?	入力する		?
高附金控除 ?	入力する		?
寡婦・寡夫控除 ?	入力する		?
勤労学生控除 ?	入力する		?
障害者控除 ?	入力する		?
配偶者控除 ?	入力する		?
配偶者特別控除 ?			?
扶養控除 ?	入力する		?
基礎控除 ?			380,000
合計			380,000

※ ・ 災害により住宅や家財に被害を受け、雑損控除と災害減免法による税金の減免のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）について有利な方法を自動で判定し計算します。

・ 支出した寄附金について、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）が最も少なくなるように自動で判定し計算します。

< 戻る
入力終了(次へ)>

18) 税額控除に該当する内容に入力

住宅ローン控除などです、ここでの説明は省略します。

画面下部の「入力終了(次へ)」をクリック。

19) あなたが確定申告で支払う金額が表示されます。

納付する金額は、	54,600 円	です。
※ 延納の届出をされる方は「延納届出額」欄の「 延納額の入力 」ボタンから入力を行ってください。		
これまでに入力された内容から申告書様式で計算結果を表示しています。 確認を終えられたら、画面下の「 次へ 」ボタンをクリックしてください。		

各数字を確認して、問題なければ画面下部の「次へ」をクリック。

20) 住民税等入力

副業で会社にバレたくない方は「住民税・事業税に関する事項」をクリック。

住民税等入力

住民税・事業税に関する事項を入力する場合は、「住民税・事業税に関する事項」をクリックしてください。

住民税・事業税に関する事項

住民税・事業税に関する事項では、次の項目を入力することができます。

- 1 給与・公的年金等に係る所得以外の所得がある方の住民税の徴収方法の選択
- 2 16歳未満の扶養親族がいる方の入力項目
- 3 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者のいる方の入力項目
- 4 配当所得等がある方の入力項目
- 5 株式等譲渡所得割控除税額がある方の入力項目
- 6 事業所得や不動産所得がある方の入力項目

[→詳しくはこちら](#)

< 入力画面に戻る 入力終了(次へ) >

21) 「給与・公的年金等以外の所得がある方の入力項目」にて自分で納付」にチェック。

住民税・事業税に関する事項の入力

1 給与・公的年金等以外の所得がある方の入力項目 ?

・給与・公的年金等に係る所得以外（平成31年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択

給与から差引き
 自分で納付

その他該当する親族や所得の内容を入力して、

画面下部の「入力終了(次へ)」をクリック。

20)の画面に戻るので、画面下部の「入力終了(次へ)」をクリック。

22) 税金の納付方法を選択。

金融機関窓口での支払いが一番スタンダードですが、ここで手続きすれば自動引き落としやクレジットカード納付も可能です。

納付手続名	納付方法	期限	手数料
振替納税	<p>指定した預貯金口座からの引落としにより納付する方法です。 期限内に申告された場合に限りご利用いただけます。</p> <p>以下に該当する方は振替依頼書の提出が必要です。 ・初めて振替納税を利用される方 ・ご利用中の方で、申告書の提出先税務署が変わった方</p> <p style="text-align: center;">振替依頼書を作成する</p>	平成31年3月15日（金）までに振替依頼書を提出してください。 平成30年分の期限内申告分の振替日は、平成31年4月22日（月）です。	不要です
コンビニQR納付	<p>納付用QRコードをコンビニエンスストア店舗の端末で読み取るにより作成されるバーコードを使用してコンビニエンスストアで納付する方法です。</p> <p>利用可能なコンビニエンスストアはこちらをご確認ください。</p> <p style="text-align: center;">納付用QRコードを作成する <input type="checkbox"/></p> <p><注意事項> コンビニ納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。</p>	平成31年3月15日（金）	不要です
電子納税	e-Taxを利用してダイレクト納付又はインターネットバンキング等から納付する方法です。	平成31年3月15日（金）	不要です ※インターネットバンキング等を利用して納付される場合、利用のための手数料がかかる場合があります
クレジットカード納付	「国税クレジットカードお支払サイト」（外部サイト）上での手続により、納付受託者へ国税の納付を委託する方法です。	平成31年3月15日（金）	納付税額に応じた決済手数料がかかります ※国の収入になるものではありません
窓口納付	金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法です。納付書は一部の金融機関及び全国の税務署の窓口に用意しています。	平成31年3月15日（金）	不要です

[入力内容をクリア](#)

[< 戻る](#)

[入力終了\(次へ\)>](#)

23) 個人情報を入力して、画面下部の「入力終了(次へ)」をクリック。

住所・氏名等入力 (2/3)

制限文字数を超える場合、省略可能な文字(マンション名等)は省略して入力しても差し支えありません。

氏名(漢字)	[全角10文字以内] (例) 国税	[全角10文字以内] (例) 太郎	
	姓 <input style="width: 80%;" type="text"/>	名 <input style="width: 80%;" type="text"/>	
氏名(カナ)	[全角11文字以内] (例) コクセイ [全角11文字以内] (例) タロウ ※「セイ」と「メイ」欄の合計で12文字以内		
	セイ <input style="width: 80%;" type="text"/>	メイ <input style="width: 80%;" type="text"/>	
性別	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	電話番号	[半角数字合計14桁以内] 通称用区分 <input style="width: 40%;" type="text"/>
職業	[全角11文字以内] (例) 小売業 <input style="width: 90%;" type="text"/>		
屋号・雅号	[全角30文字以内] (例) 国税商店 <input style="width: 95%;" type="text"/>		
世帯主の氏名 世帯主との続柄	[全角10文字以内] (例) 国税 太郎	<input type="checkbox"/> ご自身が世帯主	[全角5文字以内] (例) 本人、妻、子等 世帯主からみた続柄 <input style="width: 80%;" type="text"/>

住所・氏名等入力 (3/3)

制限文字数を超える場合、省略可能な文字(マンション名等)は省略して入力しても差し支えありません。

納税地	<input checked="" type="radio"/> 住所 <input type="radio"/> 事業所等(事業所等を納税地とする場合には、届出が必要です。) ※ 東日本大震災により避難されている方はこちらをご参照ください。		
郵便番号	<input style="width: 40%;" type="text"/> - <input style="width: 40%;" type="text"/>	郵便番号から住所入力	都道府県市区町村 <input style="width: 80%;" type="text"/> <input type="button" value="市区町村選択"/> ※ 郵便番号から検索できなかった方は、こちらで市区町村を選択できます。
丁目番地等	[都道府県市区町村と合計で全角28文字以内] (例) ○○町1-1-1 <input style="width: 95%;" type="text"/> [全角26文字以内] (例) アパート名、号室 <input style="width: 95%;" type="text"/>		
提出先税務署	都道府県 <input style="width: 40%;" type="text"/>	税務署名 <input style="width: 40%;" type="text"/>	
提出年月日	令和 <input style="width: 20%;" type="text"/> 年 <input style="width: 20%;" type="text"/> 月 <input style="width: 20%;" type="text"/> 日	整理番号	[半角数字8桁] <input style="width: 80%;" type="text"/> 税務署から送付された申告書等により整理番号が分かりになる場合は入力してください(任意入力)。 ※ 提出時に手書きしても差し支えありません。
平成31年1月1日の住所	<input type="radio"/> 上記の住所と同じ <input type="radio"/> 上記の住所と異なる		

24) 自分のマイナンバーの番号を入力。

マイナンバーの入力

以下に表示された方のマイナンバーを入力してください。
マイナンバーがお分かりにならない場合は、「申告書等作成終了（次へ）」をクリックし、表示されるメッセージをご確認ください。

No.	氏名	続柄	生年月日	マイナンバー[半角数字12桁]	入力値 を表示する
1		本人	平成5年1月11日	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>

25) 作成終了

お疲れ様でした。 以上がe-taxで確定申告する具体的な手順でした。

青色申告特別控除の控除額が55万円になりますが、
e-taxで確定申告すれば青色申告の控除金額が65万円のままとなりますので、
ぜひともお役立てくださいます。

(5) 2020年の法改正「改正国税通則法」

2020年の1月には「改正国税通則法」という法改正がありました。

これは

「税務署に〇〇の資料見せろと言われた会社は正当な理由が無いと断れない、もしワガママ言ってみせないなら罰則あるぞー」というものです。

これによって今までは情報の開示を断ってきた

事業所(ココナラやメルカリなどの会社)の情報も強制的に税務署は見る事が出来るので、ネットビジネス系は今までよりも税務調査の摘発が活発になる事が予想されています。

だからこそ、モグリでせどりや情報発信などをしている方は本当に注意が必要になりますので、こんな法律ができたこともしっかりと覚えておいてくださいね。

(6) その他

① 屋号つき口座

個人名で口座を作りたくないという方にオススメなのが「フリーランス」最近、利用者さんがたくさん増えている印象です。

無料で保証が付いたり、手数料を支払いすれば売上請求書の早期現金化が出来たりします。基本利用無料なので、個人事業主さんやフリーランスで活動されている方は登録されて損ないと思います。ぜひチェックしてみてください。

▼フリーランス (<https://freenance.net/>) ※アフィリエイトリンクではありません

② 会計

freee・マネーフォワードが有名ですが、マネーフォワードの方が使い勝手がよいとよく耳にします。

通帳・クレジットカード等自動読み取りしてくれるので、ネットビジネスしている人が使えば確定申告の手間がつつり減らせると思います。

余談にはなりますが、アフィリエイト展開もされていますので、誰か副業を始めるときなどにご紹介するご場合にアフィリエイトセンター経由のリンクを使えばちょっとしたお小遣いになるかもしれません(笑)

▼freee (<https://www.freee.co.jp/kakuteishinkoku/>) ※アフィリエイトリンクではありません

▼マネーフォワード (https://biz.moneyforward.com/tax_return) ※アフィリエイトリンクではありません

06. おわりに

僕自身もこの前までは、会社に勤めながらこっそりと副業をしていました。

僕自身が所属していた会社は、副業OKとは就業規則には書いてはありませんでした、公に認められていたわけではありません。

会社内で副業をしていると話してしまうと、副業をやっているから本業が疎かになっているなど要らぬケチをつけられる可能性がありますので、極力話さないようにしていました。

結果的に、僕自身は法人化し、役員報酬を得た時点で「住民税の天引き」※にて会社にバレてしまいました。

(クビにはなりませんでしたが、人事部にバレたのを機会に独立を決めました)

※の仕組みについては少し解説しておきます。

※仕組み 役員報酬だと給与所得になりますので、住民税が強制的に一か所から天引きとなります。

個人事業のような事業所得であれば住所税を自分で直接払う事も可能なのですが、役員報酬だと自分で直接払うということが出来ません。

→結果的に本業の給与から天引きされる住民税の金額が高くなる

→副業がバレル

というような流れでバれてしまいます。

同じような個人事業主から法人化を考えている方はぜひとも意識してください。

今回はあくまでも副業として取り組まれている方の教科書として作成しました。

個人事業主として取り組まれていく方であれば、今回この教科書をご覧になっていただければ100%ではないですが、比較的安全に副業に取り組んで頂けると確信しています。

僕が5年以上、安全に副業に取り組んできたノウハウをご覧いただき、今後、安全に副業に取り組んで頂けましたら幸いです。

また、最後に1つだけ僕からアドバイスをさせてください。

せどりや情報発信で稼げるようになったから、人よりも少し稼いだからといって安易に専業になることを考えるのだけは辞めてください。

まずは、副業で色々な練習をしっかりとしてみてください。

というのも、専業になって独立することは、今まで会社が全てやってくれていたことを今後、自分自身で全てやっていかなければなりません。

また、収入として実際に100万円を得ているから大丈夫といった考えもダメです。それがそのまま全部利益になるわけではありませんので。

確定申告、住民税の支払い、社会保険、健康保険など色々なことを考えていかなければなりません。

今のあなたにこのような最低限の知識は本当にありますか？

このようなことをしっかりと考えて、理解が深まってから独立するというのも1つの道筋です。

僕は今まで、安易に考えて独立して家族を路頭に迷わせたり、不安にさせている人を何人も見てきました。クレカの支払いなどお金の不安に追われ、家族にも心配され、精神的に追い込まれた人たちを。結果的に独立しなければ、こんなこともなかったと後悔していました。

もちろん、勇気をもって、勢いで進むことも大事ですが、あなたに守らなければならない何かがある場合は慎重になって考えることも大事です。

これぐらいの収入があれば、こうだから大丈夫！というような明確な根拠をもって、専門に向けて何度も何度も準備運動をするような感覚で取り組むのがより安全だと思います。

あくまでも僕個人の考え方にはなりますが、よろしければ、あなたの記憶の片隅に入れておいてもらえますと幸いです。また、何か困っていることがあれば、ツイッターのDM、もしくは、次のページに記載したブログやLINE@からお問い合わせいただければお気軽にご相談に乗りますので、ぜひともご連絡ください。

最後までお付き合いいただきまして、ありがとうございました。

こんな僕ですが、ツイッターのフォローをしていただければとめちゃくちゃ嬉しいです。 **バレちゃった社長 ふゆき**


僕の情報発信について

せどり情報発信＋マーケティングを活かした実業についてチャレンジしていることなどを毎日ブログ(365日継続目指し、現在265日継続中)に書いて、それをLINE@で配信しています。ご興味がある方は、ぜひともご登録いただけますと幸いです。



<https://lin.ee/2u38edf>



 **バレちゃった社長 BLOG**

<http://shonai-shacho.com/blog/>

